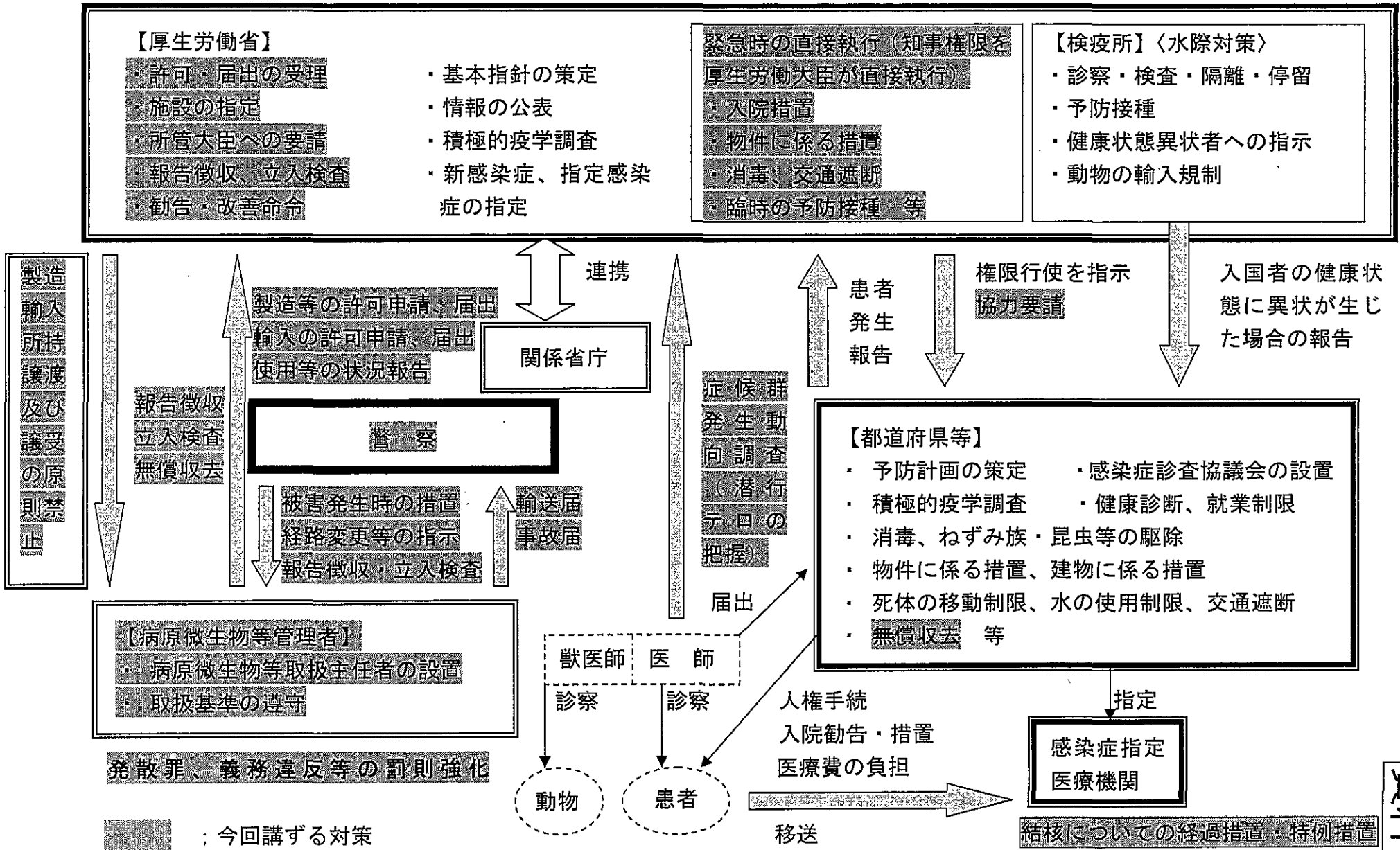


生物テロを含めた人為的感染に対処できる総合的な感染症対策の概要（感染症法の体系）（案）

-10-



生物テロを含めた人為的感染に対処できる総合的な感染症対策の概要

【表1】段階別の規制

事項	A	B	C	D
1. 製造、輸入等の禁止	○	○	—	—
2. 製造、輸入等の届出	—	—	○	—
3. 使用等の状況の報告	○	○	○	—
4. 取扱主任者設置	○	○	—	—
5. 取扱基準の遵守	○	○	○	○
6. 輸送規制	○	○	○	—
7. 被害発生時の措置	○	○	—	—
8. 事故届	○	○	○	○
9. 所管大臣への要請	○	○	○	○
10. 報告徴収	○	○	○	○
11. 立入検査	○	○	○	○
12. 勧告	○	○	○	○
13. 改善命令	○	○	○	○
14. 症候群発生動向調査	○	○	○	○
15. 緊急時の厚生労働大臣の直接執行	○	○	○	○

【表2】 施行期日

事項	公布日	20日後	18年10月1日	19年4月1日
法改正の施行 (以下の事項を除く)				→
製造、輸入等の禁止				→
発散、製造、輸入等の禁止 の処罰				→
運搬規制				→
結核予防法の廃止 経過措置・特例措置				→
予防接種法の一部改正				
予防接種の直接執行				→
結核を対象疾病に規定				→
検疫法の一部改正				→